

## 電気新聞及びホームページ 公告文

### 民間自主規格「系統連系規程」(2006年版)の一部改定の審議について

日電規委 21 第 011 号  
平成 21 年 7 月 21 日  
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり、民間自主規格「系統連系規程」(2006年版)の一部を改定することについて、平成 21 年 8 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますので、お知らせ致します。ご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

#### 1. 件名

民間自主規格「系統連系規程」(2006年版)の一部改定について

#### 2. 案件の趣旨、目的、内容等について

民間自主規格「系統連系規程」(2006年版)の一部改定について

##### a. 改定案を策定した委員会名

(社)日本電気協会 系統連系専門部会

##### b. 改定案の主旨、目的、内容等

##### (a) 線路無電圧確認装置の設置に係る発電設備設置者保護装置(高圧連系)構成例の追加

高圧配電線との連系にあたって必要となる保護装置は、「電気設備の技術基準の解釈」(以下、電技解釈という。)第 278 条【再開路時の事故防止】及び第 281 条【系統連系用保護装置の施設】に規定されています。具体的構成例として、系統連系規程に各種構成例が示されています。

再開路時の事故防止のためには線路無電圧確認装置を施設する必要があるが、逆潮流がない場合は電技解釈第 278 条三号イにおいて、逆潮流のある場合の技術要件を定めている電技解釈第 278 条二号と同等の措置を講じることで代替措置とすることができます。

系統連系規程の構成例(表 2 - 3 - 8)には、逆潮流ありの場合と、逆潮流なしの場合で必要となる保護装置が区別されて記載されています。現行電技解釈で認められている線路無電圧確認装置の省略要件において、逆潮流なしの場合においても逆潮流ありの技術要件を満たせば省略できることを系統連系規程の構成例に示し、明確化を図るものです。

##### (b) 逆潮流なしの場合に、逆潮流ありの技術要件で連系できることに関する記述の追加

低圧及び高圧の系統連系において、逆潮流なしの場合でも、逆潮流ありの技術要件で連系できることが電技解釈別表第 22 と別表第 23 の注釈に記述されています。

しかし、系統連系規程の本文では、この点がはっきりと示されていません。

このため、逆潮流がない場合において、逆潮流ありの技術要件で連系しようとする場合は電技解釈の別表及び解説と、現行の系統連系規程(JEAC 9701-2006)の付録にある「系統連系に係る技術要件に関する検討報告書」(平成 15 年 5 月)により、内容を確認しています。

系統連系に係る技術要件については、系統連系規程に網羅されていることが望ましいため、逆潮流なしの場合でも、逆潮流ありの技術要件で連系できることを、系統連系規程に追加することにより明確化するものです。

### (c)地絡過電圧リレー（OVGR）省略要件の見直し

特別高圧電線路に発電設備を連系する際には、電技解釈第 292 条別表第 25 に基づき、連系する系統が中性点直接接地方式以外の場合、地絡事故対策として地絡過電圧リレーを設置することになっていますが、周波数低下リレーや逆電力リレー等により高速に単独運転を検出し、発電設備を解列することができる場合は、当該リレーの設置を省略できることになっていきます（同表 4(ロ)(ハ)）。

一方、上記規定に基づき、連系当初は地絡過電圧リレーの設置を省略することができても、新たな発電設備の連系や電力系統の変更等によって、これを満足しなくなることがあり、その場合の取り扱い（以下、「後発事象に対する取り扱い」という。）が不明確であるため、後から連系を希望する発電設備設置者が連系できなくなる事象が発生しています。

以上のことから、地絡過電圧リレーの設置省略に係る後発事象に対する取り扱いを明確化し、連系協議を円滑に進めることを目的として、「系統連系規程」を一部改定するものです。

### 3. 民間自主規格の発行予定

平成 21 年 9 月以降

### 4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送による資料の送付も行っておりますので、お問い合わせください。ただし、複写代及び郵送料の実費はご負担願います。

（問い合わせ先・意見提出先）

日本電気技術規格委員会 事務局 〔(社)日本電気協会内〕

電 話：03-3216-0553（内線 269） FAX：03-3214-6005 E-mail：staff@jesc.gr.jp

所在地：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルディング北館 4F

### 5. 意見提出期間

受付開始日 平成 21 年 7 月 21 日（火）

受付終了日 平成 21 年 8 月 21 日（金）

### 6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、FAX 若しくは電子メールアドレス）を明記し、書面若しくは電子メールにて提出くださるようお願いいたします。

また、頂きましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又はすべてが公開される可能性があることをご了承ください。

備考： 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。